

公益財団法人新潟観光コンベンション協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。ただし、派遣元から給料を受ける者には適用しない。
- 3 役員に対して、協会から特別の任務として常勤役員に準じた業務を委嘱した場合に限り、（別表）常勤役員俸給表に基づき非常勤役員報酬を支給することができる。
- 4 評議員には、報酬を支給しない。
- 5 役員等に対して、協会用務のため旅行した場合は、別に定めるところにより費用弁償を支給することができる。
- 6 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 7 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の定例報酬月額は、（別表）常勤役員俸給表に基づき理事長が決定する。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法及び定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、協会給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は協会給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 協会は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

付 則

この規則は、理事会で議決した日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

付 則

この規則は、理事会で議決した日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

(別表) 常勤役員等俸給表 (単位：円)

号俸	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000

号俸	月額
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000
19	460,000
20	480,000

号俸	月額
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	640,000
29	660,000
30	680,000
31	700,000